

令和4年8月大雨に係る災害復旧工事における 現場代理人の兼務の取扱いについて

1 概要

令和4年8月大雨による災害（以下、「同災害」という。）の復旧を円滑に行うための特例の施工確保対策として、同災害に係る災害復旧工事（以下、「同復旧工事」という。）に限り、下記のとおり取り扱うこととしました。

2 内容

（1）現場代理人として兼務可能な工事の契約額及び契約額の合計額、件数の上限について

- ① 契約額 3,500万円以上の工事も可能とする。
- ② 契約額の合計 同復旧工事を含めないものとする。
- ③ 件数の上限 同復旧工事を含む場合は5件までとする。
（同復旧工事以外の工事は3件まで。）とする。

（2）現場代理人として兼務可能な工事件数の数え方の特例について

同一河川又は同一路線内で近接した複数の同復旧工事について、入札行為を合併し、一つの入札で同一の者に落札させる入札（合併入札（合冊による発注））が行われた場合に限り、当該入札に係る複数の工事に同一の現場代理人を配置し、一括して1件として数えることができる。

3 適用期限

本通知の適用期限は、令和6年3月31日までとする。